

○茅ヶ崎市証紙条例

平成7年3月27日

条例第6号

改正 平成12年12月22日条例第46号

平成14年3月27日条例第12号

平成19年12月18日条例第41号

令和3年3月25日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙による収入の方法により徴収する手数料)

第2条 証紙による収入の方法により徴収する手数料は、別表のとおりとする。

(証紙の種類及び形式)

第3条 証紙の種類は、700円とする。

2 証紙の形式は、規則で定める。

(平12条例46・平19条例41・令3条例7・一部改正)

(領収書の不発行)

第4条 証紙による収入の方法により手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の販売)

第5条 証紙の販売は、市長の指定する者(以下「販売者」という。)が行う。

2 販売者は、証紙を市長の定めるところにより、市から買い受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定により販売者を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

(証紙の無効)

第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは損傷した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第7条 証紙は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを返還して現金の還付を受けることができない。

(1) 証紙の種類若しくは形式を変更し、又は廃止したとき。

(2) 販売者の指定を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないと認めたとき。

2 証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する証紙販売手数料に相当する額を同時に納付しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第41号) 抄

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第7号)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項に規定する700円の証紙については、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市証紙条例の規定の例により販売することができる。

3 改正前の第3条第1項に規定する500円の証紙については、改正後の茅ヶ崎市証紙条例の規定にかかわらず、令和4年4月30日までの間は、販売し、及び使用することができる。

別表 (第2条関係)

(平12条例46・平14条例12・平19条例41・令3条例7・一部改正)

名称	根拠規定
一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので市が戸別に収集するものに係る一般廃棄物処理手数料	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (平成5年茅ヶ崎市条例第1号) 第35条第1項